

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。</p> <p>土地・家屋及び償却資産の所有者に固定資産税・都市計画税を賦課する。申請があれば減免や証明発行を行う。また、賦課に基づき徴収業務を行い、納期限までに徴収できなければ滞納整理を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報についての情報照会を行う。</p>
③システムの名称	① 固定資産税システム ② コンビニ交付システム ③ 団体内統合宛名システム ④ 家屋評価システム ⑤ 収納管理システム ⑥ 滞納管理システム ⑦ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資産情報ファイル (2) 課税台帳情報ファイル (3) 収納情報ファイル (4) 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第50条</p> <p>情報提供の根拠 情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:778 納税課:782)
②所属長の役職名	税務課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111内線312

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:778 納税課:782)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5②	税務課長 原田 まき子 納税課長 三澤 一弘	税務課長 原田 まき子 納税課長 金子 重也	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	2-1-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	5②	税務課長 原田 まき子 納税課長 金子 重也	税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	2-1-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	2-2-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5②	税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也	税務課長 矢萩 茂 納税課長 小川順一	事後	人事異動による変更
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-1-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-2-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月2日	5②	税務課長 矢萩 茂 納税課長 小川順一	税務課長 星野 克之 納税課長 安達 幸寿	事後	人事異動による変更
令和4年4月1日	I-5-②	税務課長 星野 克之 納税課長 安達 幸寿	税務課長 納税課長	事後	
令和4年4月1日	II-1	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II-2	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	1-1-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	① 固定資産税システム ② 自動交付システム	① 固定資産税システム ② コンビニ交付システム	事後	
令和5年4月1日	II-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	1-1-③	① 固定資産税システム ② コンビニ交付システム	① 固定資産税システム ② コンビニ交付システム	事後	
令和7年1月17日	I-3	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条	番号法第9条第1項 別表第24の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月17日	I-4-②	情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二第27項 (情報提供は行わない。)	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第50条	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月1日	II-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-8		人手を介在させる作業 十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得する	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-11		9) 従業者に対する教育・啓発 十分である	事後	様式の改正に伴うもの